

第 1 1 号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 6 年 2 月 1 8 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の製造所の設置許可に関する審査等に係る手数料を引き上げるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表 4 消防関係の表2(1)の項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表2(2)の項中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に、「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同表2(3)の項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表6(1)の項中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表7の項中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の製造所の設置許可に関する審査等に係る手数料を引き上げるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

危険物の製造所の設置許可に関する審査等に係る手数料を次のとおり改正する。

(別表 4 消防関係の表)

事務	区分	数量	改正案	現行
危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	製造所	指定数量(※)の200倍超	92,000円	91,000円
	特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	1,000k1以上5,000k1未満	830,000円	820,000円
		5,000k1以上10,000k1未満	1,010,000円	990,000円
		10,000k1以上50,000k1未満	1,120,000円	1,100,000円
		50,000k1以上100,000k1未満	1,420,000円	1,400,000円
		100,000k1以上200,000k1未満	1,660,000円	1,640,000円
		200,000k1以上300,000k1未満	3,880,000円	3,850,000円
		300,000k1以上400,000k1未満	5,100,000円	5,090,000円
	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,000k1以上5,000k1未満	1,130,000円	1,120,000円
		5,000k1以上10,000k1未満	1,340,000円	1,330,000円
		10,000k1以上50,000k1未満	1,500,000円	1,480,000円
		100,000k1以上200,000k1未満	2,140,000円	2,120,000円
		200,000k1以上300,000k1未満	4,350,000円	4,330,000円
	一般取扱所	指定数量(※)の200倍超	92,000円	91,000円
危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	特定屋外タンク貯蔵所(溶接部検査)	10,000k1以上50,000k1未満	990,000円	950,000円
		100,000k1以上200,000k1未満	1,720,000円	1,650,000円
		200,000k1以上300,000k1未満	3,320,000円	3,180,000円
		300,000k1以上400,000k1未満	4,060,000円	3,890,000円
		400,000k1以上	4,650,000円	4,450,000円

特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	5,000k1 以上 10,000k1 未満	430,000 円	410,000 円
		50,000k1 以上 100,000k1 未満	960,000 円	920,000 円
		100,000k1 以上 200,000k1 未満	1,210,000 円	1,160,000 円
		200,000k1 以上 300,000k1 未満	2,950,000 円	2,830,000 円
		300,000k1 以上 400,000k1 未満	3,620,000 円	3,470,000 円
		400,000k1 以上	4,170,000 円	4,000,000 円

※ 指定数量とは、その性質や危険性により、危険物ごとに危険物の規制に関する政令で定められた数量をいう。

3 施行期日

平成26年4月1日